

2020年2月26日

各 位

株式会社 南日本銀行

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の
積極的な活用について

弊行は、従来、ご融資の際にご提供いただく個人保証については、ご契約時に、保証に関するご意思を慎重に確認させていただいております。

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が策定・公表した「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」を踏まえ、弊行は、事業承継時の経営者保証の取扱いについては、原則として前経営者さま、後継者さまの双方から二重には保証を求めないことといたします。

また、後継者さまとの保証契約に当たっては経営者保証が事業承継の阻害要因となり得る点を十分に考慮し保証の必要性を慎重かつ柔軟に判断することとし、前経営者さまとの保証契約については、前経営者がいわゆる第三者となる可能性があることを踏まえて保証解除に向けて適切に見直しを行ってまいります。

本特則の詳細については、以下の URL をご参照ください。

[全国銀行協会](#)（全国銀行協会のサイトへリンクします）

[日本商工会議所](#)（日本商工会議所のサイトへリンクします）

以 上

【本件に関するお問合せ先】

融資部 担当：樋之口

Tel.099-226-1788